## 指定給水装置工事事業者の指定

水道法(昭和32年法律第177号)第16条の2第1項の規定により、次の者を指定給水装置工事事業者 に指定したので、山武郡市広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程第4条第1号の規定により公 示する。

令和6年 1月 7日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	事の事業を	で給水装置工 を行う事業所 なび所在地 所在地	指定年月日 (有 効 期 限)
指定第439号	株式会社 メンテナンス ファクトリー 船橋	船橋市本郷町 515番地1	永島 裕行		船橋市本郷町 515番地1	令和6年11月8日 (令和11年11月7日)
指定第440号	株式会社 伊藤住設	東京都練馬区大 泉学園町二丁目 21番30号	関口 良伸	株式会社 伊藤住設 千葉支店	柏市豊四季1008 番地2	令和6年11月18日 (令和11年11月17日)